

一般競争入札による売却手続きの流れ

① 入札参加申込み（「県有財産一般競争入札参加申込書」の提出）

- ・ 財産活用課及び各地域振興局総務管理課へ請求するか、県ホームページからダウンロード・印刷できます。
- ・ 財産活用課へ持参又は郵送してください（いずれも申込み期限必着。）
- ・ 申込書には「誓約書」「役員等一覧（法人のみ）」「印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）」を添付してください。

「県有財産一般競争入札参加申込書」
「誓約書」
「役員等一覧（法人のみ）」
「印鑑証明書」

* 入札書及び契約書の印鑑は、印鑑証明書の印鑑（実印）を使用してください。

物件調書とともに現地及び手続きについてもよくご確認のうえ、入札に参加してください。

② 現地説明

- ・ 申込みをいただいた方を対象に現地説明を行います（物件ごとに現地へお集まりいただきます。）
- ・ 日時は申込みをされた方に直接ご連絡します。
- ・ **入札保証金の納入（あらかじめ金融機関窓口で納入していただきます。）**
- ・ 入札しようとする金額の5%以上の額を納めてください。

「入札書」
「入札保証金の納付書の写し」
「入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書」
（「委任状」等）

<入札期間>

③ 入札

- ・ 財産活用課へ持参又は郵送してください（いずれも申込み期限必着。）
- ・ 入札書には「入札保証金の納付書の写し」「入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書」を添付してください。

* 入札書提出後の訂正・撤回はできません。

④ 開札

- ・ 最低売却価格以上で、一番高い金額で入札された方を落札者とし、契約手続きを行います。
- ・ 落札者以外の方に納めていただいた入札保証金は、後日指定口座へ返還します。

⑤ 契約保証金の納入

- ・ 落札額＝契約額となり、契約額の10%以上の額を契約保証金として納めていただくことにより契約を締結します（入札保証金を充当できます。）
- ・ 落札決定後、原則として10日以内に契約保証金を金融機関窓口から納入してください。
- * 落札後、契約保証金が期限までに納入されないなどの場合は契約の権利を失い、納付された入札保証金は県に帰属し、返還されませんのでご注意ください。

「契約保証金」

⑥ 売買契約の締結

- ・ 契約保証金の納付により売買契約を締結します。
- ・ 契約書は県で用意します。契約書に貼付する収入印紙は購入者の負担となります。

「収入印紙」
（契約書貼付用）

⑦ 売買代金の納入

- ・ 期限までに売買代金の全額を納入してください。納入期限はあらかじめお示ししています。期限までに納入されない場合は、契約が解除され、納付された契約保証金は県に帰属し、返還されませんのでご注意ください。

「売買代金」

⑧ 所有権の移転

- ・ 売買代金全額の納入＝所有権移転となり、使用を開始していただけます。
- ・ 所有権移転登記は、売買代金納入後、所有権移転登記請求により県で行います。住所証明書として「住民票（法人の場合は不要）」が必要なほか、登録免許税は買受者の負担となります。手数料は不要です。

「住民票等」、
「領収証書」
（登録免許税分）

所有権移転登記が完了しましたら登記識別情報（登記の電算化に伴い従来の登記済証に代わるものです。）をお送りします。

受領書を提出していただくと、手続きは完了です。

- * 売買にかかる費用は、売買代金（入札保証金・契約保証金）及び契約書に貼付する収入印紙代、登録免許税、書類等の送料のみです。なお、不動産を取得した場合、不動産取得税、固定資産税・都市計画税等の税金がかかりますのでご承知ください。